参考２

長野県歯科保健推進県民会議開催要綱

（目　的）

第１　長野県歯科保健推進条例の具現化を図るための歯科保健推進計画（以下「計画」という。）を策定する上で有識者の意見を聴くとともに、県の歯科保健に関する取組を県民運動として実践し、その推進を図るため、長野県歯科保健推進県民会議（以下「会議」という。）の開催に関して必要な事項を定めるものとする。

なお、会議は、地方自治法第 138 条の４第３項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

（会議事項）

第２　会議は、次の事項について意見を聴くものとする。

（１）計画の策定に関すること。

（２）計画の推進、普及啓発に関すること。

（３）計画の評価、見直しに関すること。

（４）その他必要な事項に関すること。

（構　成）

第３　会議は、委員 25 人以内で構成する。

２　会議は、保健、医療、学校保健、医療保険者、職域保健等関係機関・団体の代表者、事業者、高齢者及び障がい者の関係者、学識経験者、住民の代表及び行政関係者等で構成する。

３　会議は、学識経験者、関係機関・団体職員、行政関係職員等構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

（開催期間）

第４　会議は令和３年３月 31 日までの間、開催するものとする。

（座　長）

第５　会議に座長を置く。

（補　則）

第６　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（附　則）

この要綱は、平成 23 年４月 12 日から適用する。

平成 26 年４月１日　一部改正

令和元年８月 30 日　一部改正